



# 5年で確保できる 特例老齢年金

## 高齢者に再加入の途が開かれます。拠出年金の受給権を確保する最後の機会です

国民年金制度がはじまった当時、制度の趣旨が十分にゆきわたらなかつたことや、高齢者(昭和36年4月1日現在で55歳以上55歳未満の人)の加入申し込み期間が短かかったことなどため、国民年金に加入しなかった人が多いようです。またそのときは国民年金以外の年金制度に加入していた高齢者で、その後勤めなどをやめたりして現在いずれの年金制度にも加入せず、どの制度からも老齢年金を受けられない人もたくさんいます。

### ◆公的年金の期間と通算される場合

5年間に加入できる年齢の人は、昭和36年4月1日以降の公的年金に加入した期間をそれぞれ継ぎ合せて10年に達するときは、通算老齢年金が支給されることになっております。

加入を希望する人は、昭和45年1月から同年6月30日までの間に申し出るようになっております。

国民年金の5年間に加入した期間もその10年間に算入され、したがって、昭和36年4月1日以降の公的年金加入期間次第では、まるまる5年間加入する必要がない場合もあります。

5年間に加入することによって、有利になる場合もありますので、役場で十分確かめて加入し出してください。

### 保険料は5年間納付

加入される人の年齢は、昭和45年1月1日現在で58歳から63歳に達するまでです。65歳になっても、昭和44年10月1日から支給されております。

## 特別給付金 支給法の一部改正

戦没者などの遺族または戦傷病の妻に10万円、3万円の特別給付金または特別弔慰金が支給されております。

① 戦没者の父母などに対する特別給付金の10万円は、昭和12年7月7日以降に死亡した軍人、軍属などの父母または祖父、祖母の父母または祖父、祖母の父母、または兄弟姉妹です。

② 戦没者の死亡当時、子や孫があつても、戦没者と氏が違うことが第一条件です。第二条件として、戦没者の死亡後昭和44年9月30日までの間に同じ氏の子も孫も生じなかつた場合に支給されます。

### 引揚者特別交付金

戦没者の死亡当時、子や孫があつても、戦没者と氏が違うことが第一条件です。第二条件として、戦没者の死亡後昭和44年9月30日までの間に同じ氏の子も孫も生じなかつた場合に支給されます。

③ 戦没者などの遺族に対する特別弔慰金の3万円は、昭和16年

## 親睦と操業安全を願い 日本炭礦従業員の運動会

11月9日、高松球場、高松区炭礦の従業員の操業安全と家族との親睦を願って行なわれたもので、日本炭礦従業員の運動会が行なわれました。

競技種目も各地区ともいろいろあつて、山神社祭を祝し、また、日本パン食の競争。夫婦が協力して



(風船割り、水巻中移転敷地 11月9日)

## 指先も軽く 珠算競技大会

第11回水巻町青少年珠算競技大会が、10月26日、2百87人の中学生が参加して、町民会館で行なわれました。

玉を入れる指先も軽く、日ごろの自慢の腕を競いあいました。成績は次のとおりです。

- 1位 牧野みどり 古賀区
  - 2位 白石 彌生 下二町住
  - 3位 中島 利弘 古賀区
  - 5年 1位 川上真理子 猪熊
  - 2位 西田 正則 中央区
  - 3位 松田 重子 梅ノ木区
  - 6年 1位 杉本 静子 三ツ頭区
  - 2位 前垣内浩子 梅ノ木区
- 個人総合
- 1位 梅ノ木区A、2位 梅ノ木区B、3位 古賀区A
  - 2位 三ツ頭区B、2位 梅ノ木区A、3位 猪熊
  - 3位 三ツ頭区
- 団体総合の部
- 1位 梅ノ木区A、2位 三ツ頭区A、3位 古賀区

一日一円で最高50万円の  
交通災害共済に加入しましょう

44年1月10日～44年11月18日までの  
見舞金給付数

死亡見舞金50万円受給者	28人
その他見舞金受給者	724人

## 町内青年会親睦 ソフトボール大会

11月2日、水巻中グラウンドで、町内青年会友好ソフトボール大会が行なわれました。これは一地区の青年会というわけにとどまらず、多くの人との交流を旨として行なわれたもので、参加したチームは少数でしたが、優勝は古賀区青年会と頃末地区青年会とで争われ、14対11で古賀区青年会が優勝しました。

参加チームは少数でしたが、交流をはかるといふ目的は十分に達せられました。

参加チームは少数でしたが、交流をはかるといふ目的は十分に達せられました。

折鶴に使用する紙は広告のチラシ、商品などの包装紙です。その折鶴は教室に講堂に美しい色とりで飾られています。

折鶴に使用する紙は広告のチラシ、商品などの包装紙です。その折鶴は教室に講堂に美しい色とりで飾られています。

### 法を守って楽しい狩猟

狩猟は、狩猟所特許証、狩猟免許、狩猟者記章を携帯し、狩猟禁止されている場所、人畜、建物、汽車、電車など、銃口は絶対に人に向けず、銃には常に弾が装てんされていることを守らなければなりません。

狩猟禁止されている場所

- 一、公道、公園、社寺境内、墓地
- 二、保護区、休猟区、禁猟区
- 三、本年は、国道3号線以北の遺留

【銃銃取扱上の心得】

- 一、銃口は絶対に人に向けず、銃には常に弾が装てんされていることを守らなければなりません。
- 二、銃口は絶対に人に向けず、銃には常に弾が装てんされていることを守らなければなりません。